平成２２年（フ）第９号
静岡県賀茂郡河津町下佐ケ野33番地の４
債務者　榎本　益己
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　遠藤　真吾
４　破産債権の届出期間　平成22年６月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月９日午後４時
６　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第６８８号
埼玉県川口市大字峯571番地の３、旧住所埼玉県草加市花栗３丁目８番20号
債務者　清水　惠男
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金野　俊男
４　破産債権の届出期間　平成22年７月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月31日午後２時
６　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
千葉県銚子市愛宕町3457番地の４
債務者　朝比奈礼子
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　広山　相徳
４　破産債権の届出期間　平成22年７月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月30日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８７８４号
東京都江戸川区北小岩８―17―10―103、住民票上の住所大阪府茨木市丑寅２丁目８－２
債務者　菊地　延年
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅沼　雅人
４　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月２日午前10時
６　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８２４号
東京都世田谷区深沢２丁目１－３―706
債務者　島崎　俊明
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　草場理津子
４　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月２日午後３時
６　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１号
千葉県旭市見広1543番地３
債務者　井ノ口友作
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　知明
４　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月６日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８８５０号
東京都台東区今戸２丁目19―11
債務者　尾谷　信行
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　相羽　利昭
４　破産債権の届出期間　平成22年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月６日午後４時
６　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５８号
新潟市秋葉区柄目木146番地３
債務者　高崎　　博
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　　俊
４　破産債権の届出期間　平成22年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月１日午前11時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０８号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄11155番地１
債務者　後藤　勝子
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湯治　克治
４　破産債権の届出期間　平成22年６月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午後３時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１８号
鳥取県鳥取市賀露町南４丁目15番30号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北５丁目206番地　雇用促進住宅２―207
債務者　千田　友三
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人やわらぎ
４　破産債権の届出期間　平成22年６月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月10日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６６号
岩手県一関市室根町津谷川字古金生11番地、前住所宮城県登米市迫町佐沼字西舘51番地５マーシャルハイツ101
債務者　鎌田　　潤
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第６７号
岩手県一関市室根町津谷川字古金生11番地、前住所宮城県登米市迫町佐沼字西舘51番地５マーシャルハイツ101
債務者　鎌田　幸子
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第６８号
岩手県一関市赤荻字松木74番地２
債務者　小野寺由香
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１６５号
山形市泉町23番24号
債務者　田中　　進
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
山形地方裁判所民事部